

審査申出書（正・副・控）〔土地〕

審 査 申 出 書

委員会受領印

阿蘇市固定資産評価審査委員会 殿

地方税法第 432 条の規定により、審査の申出をします。

年 月 日

審査申出人	住所又は居所 (所在地)	〒
	ふりがな 氏 名 (法人等名称・ 代表者等氏名)	Ⓜ
	連絡先電話番号	
	住所又は居所 (所在地)	〒
代理人又は総代	ふりがな 氏 名 (法人等名称・ 代表者等氏名)	Ⓜ
	連絡先電話番号	
	固定資産の種類	土 地
	審査の申出の趣旨 及び理由	別紙のとおり
口頭意見陳述の希望	有 ・ 無	
添付書類		

※ 「法人等名称、代表者等氏名」、又は「代理人又は総代」欄に記載した内容を証する書面を添付してください。

※ 「口頭意見陳述」とは、審査申出人が阿蘇市固定資産評価審査委員会の指定する場所で、委員に対し、口頭で不服に関する意見を述べることです。

※ 審査申出書の記載事項に欠陥がある場合は、補正を求めることがあります。

(日本工業規格 A 列 4 番)

審査申出書（土地）記載要領

1 審査の申出（土地）の概要（地方税法第 432 条）

(1) 固定資産税の納税者は、土地（補充）課税台帳に登録された価格について不服がある場合、阿蘇市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に審査の申出をすることができます。

(2) 審査の申出期間は、次のとおりです。

ア 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 か月を経過するまでの間

イ 土地の価格の決定又は修正の通知を受けた日から 3 か月以内

※ 審査の申出期間を過ぎて提出した場合は審査の対象となりませんので、必ず期間内に提出してください。

2 審査申出書の記載要領

(1) 「審査申出人」欄

ア 審査の申出をする土地の納税者が個人の場合は、住所、氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

イ 審査の申出をする土地の納税者が法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

法人でない社団又は財団は、所在地、社団又は財団名、代表者又は管理人氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

ウ 法人（法人でない社団又は財団を含む。）の場合は、代表者又は管理人の資格を証する書面（申出日前 3 か月以内に発行された法人の登記事項証明書（原本）又は社団の規約の写し等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

(2) 「代理人又は総代」欄

ア 審査の申出は、代理人又は総代（共同で審査の申出をし、総代を互選した場合）によりすることができます。代理人又は総代が審査の申出をする場合は、「代理人又は総代」欄に代理人又は総代の住所、氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

イ 代理人又は総代は、その資格を証する書面（委任状、税務代理権限証書又は総代互選書等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

（以下、裏面へ続く）

※ 税理士が代理人となる場合は、税理士法第 30 条に基づき、税務代理権限証書を提出してください。

※ 審査の申出に際し、代理人となってその業務を行うことが税理士業務（税理士法第 2 条）に該当するときは、税理士業務の制限（同法第 52 条）の規定の適用があることにご留意ください。

また、代理人の選任につき疑義があるときは、審査の申出人に直接問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 「口頭意見陳述の希望」欄

口頭意見陳述とは、書面で十分に意見を述べるができなかった場合に、審査申出人が委員に対して口頭で意見を述べることです。

口頭意見陳述を希望される場合は「有」に、希望されない場合は「無」に○をしてください。なお、○の表示がない場合は、原則として口頭意見陳述を希望されないものとします。

(4) 「審査の申出の趣旨及び理由」欄

「別紙 審査の申出の趣旨及び理由（正・副・控）〔土地〕」に記載してください。

ア 「審査の申出の物件」欄は、審査の申出をする土地（補充）課税台帳に登録されている土地の所在地、登記地目、現況地目、登記地積、現況地積及び価格を転記してください。

イ 「決定を求めようとする価格」欄には、審査申出人が審査の申出をする土地の価格として委員会の決定を求めようとする価格を記載してください。

(5) 「審査の申出の理由」欄

前記(4)中、「決定を求めようとする価格」欄の「価格」が妥当であることの主張（考え方及び計算内容等）を記載してください。審査は、原則として書面で行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

また、主張を立証する資料がある場合は、添付するとともに「添付書類」欄にその名称を記載してください。

3 その他

申出書は、正・副・控の 3 部作成し、提出してください。（控に受領日付を押印して、返却いたしますので、控も提出してください。郵送で提出される場合は、控の返信用に切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒を同封してください。）

<p>【お問い合わせ先】 阿蘇市固定資産評価審査委員会 ☎0967-22-3111 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1 阿蘇市役所本庁舎総務課内</p>
--

審査申出書（正・副・控）〔家屋〕

審 査 申 出 書

委員会受領印

阿蘇市固定資産評価審査委員会 殿

地方税法第 432 条の規定により、審査の申出をします。

年 月 日

審査申出人	住所又は居所 (所在地)	〒
	ふりがな	
	氏名 (法人等名称・ 代表者等氏名)	Ⓜ
	連絡先電話番号	
代理人又は総代	住所又は居所 (所在地)	〒
	ふりがな	
	氏名 (法人等名称・ 代表者等氏名)	Ⓜ
	連絡先電話番号	
固定資産の種類	家 屋	
審査の申出の趣旨 及び理由	別紙のとおり	
口頭意見陳述の希望	有 ・ 無	
添付書類		

※ 「法人等名称、代表者等氏名」、又は「代理人又は総代」欄に記載した内容を証する書面を添付してください。

※ 「口頭意見陳述」とは、審査申出人が阿蘇市固定資産評価審査委員会の指定する場所で、委員に対し、口頭で不服に関する意見を述べることです。

※ 審査申出書の記載事項に欠陥がある場合は、補正を求めることがあります。

(日本工業規格 A 列 4 番)

審査申出書（家屋）記載要領

1 審査の申出（家屋）の概要（地方税法第 432 条）

(1) 固定資産税の納税者は、家屋（補充）課税台帳に登録された価格について不服がある場合、阿蘇市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に審査の申出をすることができます。

(2) 審査の申出期間は、次のとおりです。

ア 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 か月を経過するまでの間

イ 家屋の価格の決定又は修正の通知を受けた日から 3 か月以内

※ 審査の申出期間を過ぎて提出した場合は審査の対象となりませんので、必ず期間内に提出してください。

2 審査申出書の記載要領

(1) 「審査申出人」欄

ア 審査の申出をする家屋の納税者が個人の場合は、住所、氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

イ 審査の申出をする家屋の納税者が法人の場合は、所在地、法人名、代表者氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

法人でない社団又は財団は、所在地、社団又は財団名、代表者又は管理人氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

ウ 法人（法人でない社団又は財団を含む。）の場合は、代表者又は管理人の資格を証する書面（申出日前 3 か月以内に発行された法人の登記事項証明書（原本）又は社団の規約の写し等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

(2) 「代理人又は総代」欄

ア 審査の申出は、代理人又は総代（共同で審査の申出をし、総代を互選した場合）によりすることができます。代理人又は総代が審査の申出をする場合は、「代理人又は総代」欄に代理人又は総代の住所、氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

イ 代理人又は総代は、その資格を証する書面（委任状、税務代理権限証書又は総代互選書等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

（以下、裏面へ続く）

※ 税理士が代理人となる場合は、税理士法第 30 条に基づき、税務代理権限証書を提出してください。

※ 審査の申出に際し、代理人となってその業務を行うことが税理士業務（税理士法第 2 条）に該当するときは、税理士業務の制限（同法第 52 条）の規定の適用があることにご留意ください。

また、代理人の選任につき疑義があるときは、審査の申出人に直接問い合わせることがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 「口頭意見陳述の希望」欄

口頭意見陳述とは、書面で十分に意見を述べるができなかった場合に、審査申出人が委員に対して口頭で意見を述べることです。

口頭意見陳述を希望される場合は「有」に、希望されない場合は「無」に○をしてください。なお、○の表示がない場合は、原則として口頭意見陳述を希望されないものとします。

(4) 「審査の申出の趣旨及び理由」欄

「別紙 審査の申出の趣旨及び理由（正・副・控）〔家屋〕」に記載してください。

ア 「審査の申出の物件」欄は、審査の申出をする家屋（補充）課税台帳に登録されている家屋の所在地（家屋番号）、種類・構造、登記床面積、現況床面積、建築年月日及び価格を転記してください。

イ 「決定を求めようとする価格」欄には、審査申出人が審査の申出をする家屋の価格として委員会の決定を求めようとする価格を記載してください。

(5) 「審査の申出の理由」欄

前記(4)中、「決定を求めようとする価格」欄の「価格」が妥当であることの主張（考え方及び計算内容等）を記載してください。審査は、原則として書面で行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

また、主張を立証する資料がある場合は、添付するとともに「添付書類」欄にその名称を記載してください。

3 その他

申出書は、正・副・控の 3 部作成し、提出してください。（控に受領日付を押印して、返却いたしますので、控も提出してください。郵送で提出される場合は、控の返信用に切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒を同封してください。）

<p>【お問い合わせ先】 阿蘇市固定資産評価審査委員会 ☎0967-22-3111 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1 阿蘇市役所本庁舎総務課内</p>
--

審査申出書（正・副・控）〔償却資産〕

審 査 申 出 書

委員会受領印

阿蘇市固定資産評価審査委員会 殿

地方税法第 432 条の規定により、審査の申出をします。

年 月 日

審査申出人	住所又は居所 (所在地)	〒
	ふりがな	
	氏名 (法人等名称・ 代表者等氏名)	Ⓜ
	連絡先電話番号	
代理人又は総代	住所又は居所 (所在地)	〒
	ふりがな	
	氏名 (法人等名称・ 代表者等氏名)	Ⓜ
	連絡先電話番号	
固定資産の種類	償却資産	
審査の申出の趣旨 及び理由	別紙のとおり	
口頭意見陳述の希望	有 ・ 無	
添付書類		

※ 「法人等名称、代表者等氏名」、又は「代理人又は総代」欄に記載した内容を証する書面を添付してください。

※ 「口頭意見陳述」とは、審査申出人が阿蘇市固定資産評価審査委員会の指定する場所で、委員に対し、口頭で不服に関する意見を述べることです。

※ 審査申出書の記載事項に欠陥がある場合は、補正を求めることがあります。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別紙 2 審査の申出の明細書（正・副・控）〔償却資産〕

審査申出人の 氏名又は名称	
------------------	--

審査の申出の明細書							
種類別明細 書の該当欄	資 産 区 分		台帳登録事項				
	種 類	名称等	数	量	取得年月日	耐用年数	価格 (円)
			決定を求めようとする事項				
			数	量	取得年月日	耐用年数	価格 (円)
頁							
行							
頁							
行							
頁							
行							
頁							
行							
頁							
行							
頁							
行							
頁							
行							
頁							
行							
頁							
行							
頁							
行							

(日本工業規格 A 列 4 番)

審査申出書（償却資産）記載要領

1 審査の申出（償却資産）の概要（地方税法第 432 条）

(1) 固定資産税の納税者は、償却資産（補充）課税台帳に登録された価格について不服がある場合、阿蘇市固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）に審査の申出をすることができます。

(2) 審査の申出期間は、次のとおりです。

ア 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後 3 か月を経過するまでの間

イ 償却資産の価格の決定又は修正の通知を受けた日から 3 か月以内

※ 審査の申出期間を過ぎて提出した場合は審査の対象となりませんので、必ず期間内に提出してください。

2 審査申出書の記載要領

(1) 「審査申出人」欄

ア 審査の申出をする償却資産の納税者が個人の場合は、住所・氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

イ 審査の申出をする償却資産の納税者が法人の場合は、所在地・法人名・代表者氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

法人でない社団又は財団は、所在地・社団又は財団名・代表者又は管理人氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

ウ 法人（法人でない社団又は財団を含む。）の場合は、代表者又は管理人の資格を証する書面（申出日前 3 か月以内に発行された法人の登記事項証明書（原本）又は社団の規約の写し等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

(2) 「代理人又は総代」欄

ア 審査の申出は、代理人又は総代（共同で審査の申出をし、総代を互選した場合）によりすることができます。代理人又は総代が審査の申出をする場合は、「代理人又は総代」欄に代理人又は総代の住所・氏名及び連絡先電話番号を記載し、押印してください。

イ 代理人又は総代は、その資格を証する書面（委任状、税務代理権限証書又は総代互選書等）を添付し、「添付書類」欄にその名称を記載してください。

※ 税理士が代理人となる場合は、税理士法第 30 条に基づき、税務代理権限証書を提出してください。

（以下、裏面へ続く）

※ 審査の申出に際し、代理人となってその業務を行うことが税理士業務（税理士法第2条）に該当するときは、税理士業務の制限（同法第52条）の規定の適用があることにご留意ください。

また、代理人の選任につき疑義があるときは、審査の申出人に直接問い合わせる必要がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 「口頭意見陳述の希望」欄

口頭意見陳述とは、書面で十分に意見を述べるができなかった場合に、審査申出人が委員に対して口頭で意見を述べることです。

口頭意見陳述を希望される場合は「有」に、希望されない場合は「無」に○をしてください。なお、○の表示がない場合は、原則として口頭意見陳述を希望されないものとします。

(4) 「審査の申出の趣旨及び理由」欄

「別紙1 審査の申出の趣旨及び理由（正・副・控）〔償却資産〕」に記載してください。

ア 「審査の申出の物件」欄は、審査の申出をする償却資産（補充）課税台帳に登録されている償却資産の所在地、資産の種類、数量及び価格を転記してください。

また、審査の申出をする償却資産の明細を「別紙2 審査の申出の明細書（正・副・控）〔償却資産〕」に記載してください。

イ 「決定を求めようとする価格」欄には、審査申出人が審査の申出をする償却資産の価格として委員会の決定を求めようとする価格を記載してください。

(5) 「審査の申出の理由」欄

前記(4)中、「決定を求めようとする価格」欄の「価格」が妥当であることの主張（考え方及び計算内容等）を記載してください。審査は、原則として書面で行いますので、できるだけ具体的に記載してください。

また、主張を立証する資料がある場合は、添付するとともに「添付書類」欄にその名称を記載してください。

3 その他

申出書は、正・副・控の3部作成し、提出してください。（控に受領日付を押印して、返却いたしますので、控も提出してください。郵送で提出される場合は、控の返信用に切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒を同封してください。）

<p>【お問い合わせ先】 阿蘇市固定資産評価審査委員会 ☎0967-22-3111 〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1阿蘇市役所本庁舎総務課内</p>
--